

評議員及び役員選考規程

(目的)

第1条 一般財団法人外苑会（以下「本会」という。）の評議員及び理事及び監事（以下「役員等」という。）の選考については、この規程に定めるところにより行う。

(役員等選考委員会)

第2条 役員等の候補者を選考するため、理事会に役員等選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は委員若干名で構成され、会長が理事の中から任命する。
- 3 委員会は委員長1名を置く。委員長は委員の互選により選任する。

(役員等候補者の基準)

第3条 役員等の候補者の選考にあたっては、本会運営規則の第5条から第7条までの基準に基づくものとする。

(役員等候補者の選考手続き)

第4条 委員会は、役員等の自薦及び他薦の候補者を受け付ける。

- 2 委員会は、役員等の候補者を審査し、役員等候補者名簿を作成する。
- 3 委員会は、前項の名簿を理事会に提出する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

附則

- (1)本規程は2019年10月1日より施行する。
- (2)本規程は2021年3月17日より施行する。
- (3)本規程は2022年6月17日より施行する。